

中板橋駅周辺地区まちづくり協議会規約

令和8年5月25日 協議会承認

(名 称)

第1条 本会は、「中板橋駅周辺地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、緑を活かし、生活の拠点としてにぎわいのある、安心・安全でだれもが暮らしやすい地区の実現をめざして、住民により、地区の現況・課題や将来のまちづくりに関する協議と検討を重ね、「中板橋駅周辺地区まちづくりマスタープラン」(以下「マスタープラン」という。)を策定することを目的とする。

(協議会の活動範囲)

第3条 協議会の活動範囲は、原則として、別図のとおりとする。

(協議活動)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中板橋駅周辺地区の現況・課題や将来のまちづくりに関する協議・検討
- (2) 他地区のまちづくりの事例や具体化に向けた手法等に関する調査・研究
- (3) マスタープランの策定に向けた協議・検討
- (4) マスタープランの策定と区への提言
- (5) 中板橋駅周辺地区のまちづくりや協議会の活動に関する住民等への周知及び理解促進のための活動
- (6) その他、中板橋駅周辺地区のまちづくりの推進に必要な活動

(構 成)

第5条 協議会は、第3条の区域内の在住・在勤・在学者を対象として、次の者をもって構成する。

- (1) 地区内の町会・自治会・商店街から推薦された者
- (2) 公募により選ばれた者
- 2 前項に定める者の他、会長が必要と認める者を協議会に出席させることができる。
- 3 委員の変更は、次に掲げる場合に会長の同意を得た上で、変更を行うことができる。
 - (1) 町会・自治会・商店街から推薦者の変更の申し出があった場合
 - (2) 委員数の減少等、再公募が必要と協議会が認めた場合
 - (3) 前2号以外に委員の変更が必要と協議会が認めた場合
- 4 委員の任期は、定めない。
- 5 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を立てることができる。

(役 員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名～3名
- 2 会長、副会長は、協議会に属する委員の賛同を得て選出する。
- 3 役員の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 役員は、協議会委員を総括し、マスタープランを策定するよう努めなければならない。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、板橋区まちづくり推進室鉄道立体化推進課に置く。

(協議会)

第8条 協議会の運営は、役員と事務局で行う。

- 2 協議会の開催は、事務局が行うこととする。ただし、会長が当地区のまちづくりに関わる緊急性があると判断したときは、臨時に協議会を開催することができる。
- 3 協議会の開催通知は、会長が協議会開催の原則1週間前までに各委員に通知する。
- 4 協議会は、原則公開とする。
- 5 協議会は、傍聴規程を別途定める。
- 6 協議会は、必要に応じて地元住民に対し、情報提供するとともに、意見交換を行う。

(役員会)

第9条 役員会の運営は、役員と事務局で行う。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を開催する。
- 3 役員会の開催に関わる事務は、事務局が行う。
- 4 役員会は、原則非公開とする。
- 5 会長が必要と認める者を役員会に出席させることができる。

(分科会)

第10条 協議会の決議にて必要に応じ、マスタープラン策定の具体化に向けた、調査・検討を行い、その成果を協議会へ報告することを目的とした分科会を設置することができる。

- 2 分科会の会議運営及び開催は、第8条第1項～第3項の規定を準用するものとする。
- 3 分科会は、原則非公開とする。

(委 任)

第11条 協議会の運営に関し、この規約に定めのない事項等は、役員会で協議し、会長が定める。

付 則（令和7年3月21日協議会承認）
この規約は、協議会承認日から施行する。

付 則（令和8年5月25日協議会承認）
この規約の一部改正は、協議会承認日から施行する。

中板橋駅周辺地区まちづくり協議会 活動区域図（案）

